

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和3年6月1日～令和3年6月30日	金額	25,000円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	6月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

【領収証】

静岡県議会議員 河原崎 聖 様 2021年 5月 27日

金額

¥50,000

但 日本連合警備貸店舗 A201号室 2021.6月分賃料

内訳	家賃	¥50,000
----	----	---------



(株)ティーオーケー
代表取締役 大場 泰介
島田市幸町12-20
Tel (0547) 37-1333



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 使用のため案分する。	50,000円	1/2	25,000円
		%	

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 事務所費 ・人件費		
内 容	事務所電気料金		
年 月 日	令和3年6月18日 ~ 令和 年 月 日	金 額	2,682 円

目 的	政務活動を行う事務所の電気料金		
使 途	6月分電気料金		
政務活動・ 県政との 関連性	—		

振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (030601)

口座番号 00100 5 900116 加入者名 中部電力ミライズ株式会社
 令和 3年 6月分 ご使用期間 5月 1日 ~ 5月31日 (日程 01)

金額	千	百	十	万	千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)
				5	3	6	3		487 円

ご依頼人氏名 河原崎聖事務所 河原崎聖 様

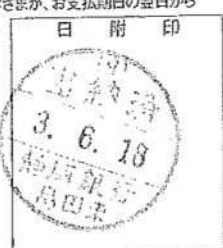
お客さま番号・契約種別	容 量	ご使用量	上記金額の内訳(円)
		kWh 171	5363

お支払期日は **7月 1日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。
 ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。
 払込用紙の有効期限は **7月21日** となっております。

中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター

0570-048-155
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

日 附 印



案分の理由 政務活動・後援会活動で 使用のため案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,363 円	1/2 %	2,682 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所ガス料金		
年月日	令和3年6月18日～令和 年 月 日	金額	1,175円

目的	政務活動を行う事務所のガス料金
使途	6月分ガス料金
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

2,240円+振込手数料110円=2,350円
2,350円×1/2=1,175円

ご利用明細  静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
03:06:18	068		
銀行番号	店番号	科目	口座番号
****	****	**	*****
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0172	電信振込	¥2,240	
お取扱枚数	00000002000300050000		
	おつり	残高	
キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥110	10230045	

お振込先
 シス`オカ
 フシ`Iタ`
 普通 7006
 2)キョウイカ`ス 様
 カワラサ`キキヨシシ`ムシヨ 様
 TEL0547365700

06.520.38 (裏面もご覧ください)

案分の理由 政務活動・後援会活動で 使用のため案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,350円	1/2 %	1,175円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・懇談等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和3年6月3日 ~ 令和 年 月 日	金額	780円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	プレゼント
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様 21年 6月3日

★ 4780

但 プレゼント
上記正に領収いたしました

内 訳	
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

宮村書店
島田市阪本1384-17
TEL (0547) 38-0075

コクヨ ウケ-1048

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	780円	100%	780円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和3年6月3日 ~ 令和 年 月 日	金額	1,100円

目的	全国的な地方自治に関する情報の把握
使途	月刊ガバナンス 6月号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様 21年 6月 3日

★ ¥ 1,100 -

但 ガバナンス 6月号
上記正に領収いたしました

内 訳	
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

宮村書店

島田市阪本1384-17
TEL (0547) 38-0075

コクヨ ウケ-1048

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,100円	100%	1,100円

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和3年6月7日 ~ 令和 年 月 日	金額	1,210円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	Newsweek 6/8号、週刊ダイヤモンド 6/12号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証

No.

河原崎 聖 様

2021年6月7日

¥ 1,210-

但 Newsweek 6/8号, 週刊ダイヤモンド 6/12号
上記正に領収致しました



(株) 島田書店

代表取締役 佐塚 照夫

島田市旗指499-5

外商 (0547)35-6074

FAX (0547)37-2966

花みずき店 (0547)35-3020

FAX (0547)35-5020



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,210円	/	1,210円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和3年6月11日～令和 年 月 日	金額	1,068 円

目的	全国的な福祉政策に関する情報の把握
使途	月刊福祉 7月号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証

No.....

河原崎 聖 様 2021年6月11日

¥ 1,068 円

但 月刊福祉 7月号

上記正に領収致しました

(株) 島田書店

代表取締役 佐塚 照夫

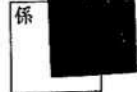
島田市旗指499-5

外商 (0547)35-6074

FAX (0547)37-2966

花みずき店 (0547)35-3020

FAX (0547)35-5020



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,068 円	100%	1,068 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和3年6月24日 ~ 令和 年 月 日	金額	1,280円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	wedge 7月号、週刊東洋経済 6/26号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証

No.

河原崎 聖 様

3年6月24日

¥ 1,280 -

但 Wedge 7月号、週刊東洋経済 6/26号 代り

上記正に領収致しました



(株) 島田書店

代表取締役 佐塚 照夫
島田市旗指499-5
外商 (0547)35-6074
FAX (0547)37-2966
花みずき店 (0547)35-3020
FAX (0547)35-5020



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,280円	100%	1,280円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要綱情報活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和3年6月28日 ~ 令和 年 月 日	金額	1,460円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	週刊ダイヤモンド 7/3号、週刊東洋経済 7/3号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証

No.

河原崎 聖 様

2021年6月28日

¥ 1,460-

但 週刊ダイヤモンド 7/3号
週刊東洋経済 7/3号
上記正に領収致しました



(株) 島田書店

代表取締役 佐塚 照夫
島田市旗指499-5
外商 (0547)35-6074
FAX (0547)37-2966
花みずき店(0547)35-3020
FAX (0547)35-5020



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,460円	100%	1,460円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌年間購読料		
年月日	令和3年6月30日～令和 年 月 日	金額	84,961円

目的	地方自治全般にわたる情報入手・把握
使途	日経グローバル年間購読料 (令和3年5月号～令和4年3月号)
政務活動・ 県政との 関連性	地方自治に関する全国的な情報を入力・把握し、県政にかかわる諸問題に対処する。

《領収書貼付枠》

年間購読料 92,400円 + 振込手数料 285円
 $92,400 \text{円} \times 11/12 = 84,961.25 \text{円} \approx 84,961 \text{円}$

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-06-30	23013	A93130005
取扱店 カナヤ		
払込口座	00140-3 901469	
払込金額	*92,400	料金 *285
00140 3 901469		振替受付票
株式会社 日経日Pマーケティング		払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。
92400		料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)
入金額	*100,000	
おつり	*7,315	
スマホ決済アプリ ゆうちょ Pay 口座の残高確認も 可能です!		

印紙税申告納付につき廻町
 税務署承認済

案分の理由 全て政務活動にかかるものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	84,961円	100%	84,961円

請求明細書

F-2-00044-500-00132-00132

明細コード
1011481-5-000 202105-0-000-01 (500)

河原崎 聖

様

2021年 6月 4日



〒105-1850
東京都港区虎ノ門4-3-12
株式会社日経BPマーケティング
TEL. (03) 5696-1124 FAX. (03) 5696-1150

¥92,400.-

商品名 / 氏名	読者番号	新規	継続	購読開始	期間	請求金額	備考
日経グローバル							
河原崎 聖 様	XXXXXXXXXX		*	2021年5月3日号	1年(24冊)	92,400	
					小計	92,400	1件
商品計						92,400	1件
					合計	92,400	1件

「新規」欄に*ある場合は新規にご購読いただいた分の請求、
「継続」欄に*ある場合はご購読継続のご連絡をいただいた分の請求です。

BL 2021-05-0003

2-7-6-10

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考図書及び雑誌購入		
年月日	令和3年6月28日～令和 年 月 日	金額	2,688円

目的	最新の防災知識の取得及び政治経済情勢に関する情報の把握
使途	地震に備えるスマートサバイバル読本、エコノミスト、プレジデント (%号)
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上で、コロナ禍で防災訓練もままならない中、窮地で命を守るための最新防災知識の取得及び政治経済情勢の基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

No 06599

領 収 書

河原崎 聖 様

¥ 2,688-

。地震に備えるスマートサバイバル読本
但し。エコノミスト、プレジデント
上記の通り正に領収致しました。

平成 3年 6月 28日
令和



有限会社 焼津谷島屋

代表取締役 中野弘道

本部事務所・外商部 焼津市栄町四丁目2番4号 TEL(054)627-2439・FAX 629-4478

- 書 店 店 ●SWANKY JAM 店
- ラプリー 店 ●SWANKY MARKET 店



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,688円	100%	2,688円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 6 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)


区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	871

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 1,741円 × 1/2 = 870.5円 ≒ 871円



お客様控え
 IDEMITSU (クレジット領収書)
 330190
 プリテール西橋渡給油所
 TEL 054-621-2522
 サガミシード株式会社
 静岡県焼津市小土字通西1312-1
 TEL 054-621-2522

売上 2021年6月1日 19:28
 ANDO KIKYOSHI 様
 出光クレジット
 出光ゼアス P-16(内)
 12,26 L 8142.0 1741円
 01200.00

合計 1,741円
 (内、消費税等(10.00%) 188円)
 (内、P支払可能金額 1,741円)

DrivePayお問い合わせ番号: [REDACTED]
 支払区分: 一括
 承認No. 0000003939
 端末処理番号: 15551

案分の理由 政務活動と後援会とで案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,741円	1/2 %	871円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 6 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)


区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	1,858

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 3,715 円 × 1/2 = 1,857.5 円 ⇨ 1,858 円



納品書(領収書)
 2021年06月03日 12:32

売上
 EneKey (ENEOS S) 様
 EneKey (ENEOS S)
 車両番号 実車番
 0026-00
 レギュラー P07
 数量 25.62L *
 単価 (145円) ¥3,715

合計 ¥3,715
 (消費税10%対象 ¥3,715
 内消費税等 ¥398)

クレジット支払
 有効期限: XX/XX NC
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 0044980
 EneKey ID: [REDACTED]

現金でお買上げの場合は領収書にのみ記入してください。
 別冊領収書表示のみ、領収書は消費税率を申請書にて
 ご確認ください。
 消費税率は、地方消費税率が適用されています。

株式会社 明光産業 セルフ藤枝
 静岡県 藤枝市上青島 240-1
 TEL: 054-841-3440 SS-480762
 ジャン No 1243-03
 〒41362-1364
 九通番 17-04942
 099 [REDACTED] 2021/06/03

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,715 円	1/2 %	1,858 円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 6 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	1,485


※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》

2,969円 × 1/2 = 1,484.5円 ≒ 1,485円

いつも御利用ありがとうございます



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)
151524

上長尾SS
TEL 0547-56-0082
八木石油店
静岡県藤原郡川根本町上長尾100番地
TEL 0547-56-0082

売上 2021年6月10日 16:23
ANDO KLYOSHI 様
出光クレジット P-2
出光ゼアス 18.88L 8143.0 2699円
小計 2,699円
消費税(外税)等(10.00%) 270円

合計 2,969円
(内、消費税等(10.00%) 270円)

支払区分:一括
承認No.000003947
端末識別番号:0817501151524
端末処理番号:03233 ATC:0008
IC/MS識別子:IC
AID:A0000000651010
JOB Credit
カードシーケンス番号:01

伝No: 10045 担当:

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,969円	1/2 %	1,485円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 6 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	1,303

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 2,606 円 × 1/2 = 1,303 円

納品書 (領収書)

(株) センズ石油
 本川根 静岡県榛原郡 川根本町 東藤川 69-4
 TEL: 0547-59-2110 SS-020388
 2021年06月14日 08:11 伝票No. 4107 通番 2177

VISA 売上 VISA 11200
 システムエラーガソリン 外P04 #2369
 数量 16.80(L) #141
 単価

消費税10%(対象 #2369) #237
合計 ¥2,606
 承認No. 0000706501 処理通番 06501
 支払方法 通常 IC カド
 端末番号: 7740577702038
 ATC: 0141 カードタイプ番号: 00
 APL: VISA CREDIT
 AID: A0000000031010
 担当: 6-4924-4924 01 2021/06/14

レシートを折りたたんで保管の際は、
 印字面が内側になる様にお願いたします

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,606 円	1/2 %	1,303 円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 6 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km


(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	1,554

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 3,108円 × 1/2 = 1,554円



納品書(領収書)
 2021年06月21日 11:26

売上
 EneKey (ENEOS S) 様
 EneKey (ENEOS S)
 車両番号
 0026-00
 レギュラー P01
 数量 21.14L *
 単価 (147円) ¥3,108

 合計 ¥3,108
 (消費税10%対象 ¥3,108
 内消費税等 ¥283)
 クレジット支払
 有効期限: XX/XX NC
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 0041737
 EneKeyID: [REDACTED]

現金での買上げの場合は領収書にかえて頂きます。
 消費税額表示のため、場合は消費税を納品書にて
 ご請求いたします。
 消費税率は、地方消費税が含まれています。

株式会社 明光産業 セルフ隣枝
 静岡県 藤枝市上青島240-1
 TEL: 054-641-3440 SS-480762
 社内No 6399-01
 〒412-0887 外No2656-2658
 電話番号17-08870 089 [REDACTED]
 2021/06/21

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,108円	1/2 %	1,554円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 6 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)


経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	2,815

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》

5,629円 × 1/2 = 2,814.5円 ≒ 2,815円



お客様控え
(クレジット領収書)
277319

1号丸子
TEL 054-258-4804
西日本宇佐美
本社 愛知県津島市埋田町1-8

売上 2021年 6月22日 15:31

ウエ
シナジー

レギュラーガソリン P-10(内)
37.78L 8149.0 5629円
(税抜 8133.5)

01200.00
(内、会員様値引 -81.0 -38円)

合計 5,629円
(内、消費税等(10.00%) 512円)

支払区分: 一括
承認No. 0000152267
承認番号: 0817501277319
端末処理番号: 15850 ATC: 0007
IC/MS識別子: IC
AID: A0000000651010
JCB Credit
カードシードケース番号: 00

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,629円	1/2 %	2,815円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 6 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km


(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	940

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 1,879円×1/2=939.5円 ⇨ 940円



お客様控え
 (クレジット領収書) 343104
 有明会社身成石油
 静岡県田川根町身成3367-2
 TEL 0547-53-2199

売上 2021年6月26日 10:27
 ANDO KIYOSHI 様
 出光クレジット P-2(内) 1879円
 出光ゼアス L @157.0 01200.00

合計 1,879円
 (内、消費税等(10.00%) 171円
 (内、戸支払可能金額 1,879円)

支払区分:一括
 承認No.0000003962
 端末識別番号:0817501343104
 端末処理番号:03104 A T C : 000A
 IC/MS識別子:IC
 A.I.D:A0000000651010
 JCB Credit
 カードシケイン番号:01

楽天カード会員:XXXXXXXXXX
 取引コード:343104210626102639217401
 基本ポイント 5P
 利用可能ポイント 30000P

楽天ポイントカードのキャンペーン
 情報をアプリで配信
 期間限定ポイントなど貯まったポイント
 も街のお買い物に役立てて便利
 ポイント残高の反映にはお時間をいただく
 場合があります。

伝No: 10025 担当:0001

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,879円	1/2 %	940円

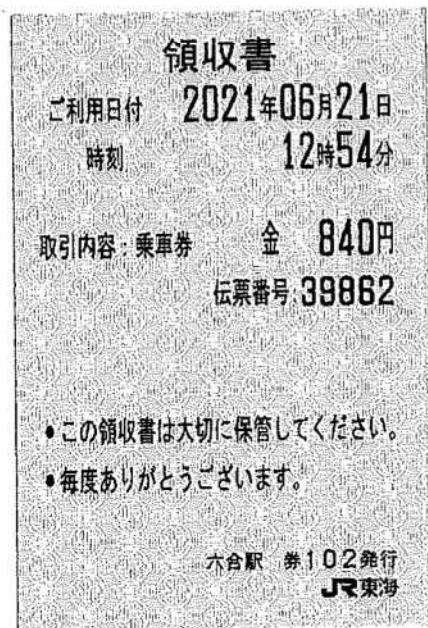
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年6月21日～	年月日	金額 840円

目的	令和3年6月議会件名説明
使途	交通費（JR東海道線 六合駅 ⇄ 静岡駅 往復）
政務活動・ 県政との 関連性	議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。

《領収書貼付枠》



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	840円	/	
		100%	840円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日本防災士会 年会費		
年月日	令和3年4月30日～	年 月 日	金額 5,203 円

会の趣旨・目的	地域防災の向上
会の活動内容等	防災啓発活動、防災に関する研修、被災地の支援活動
政務活動・県政との関連性	日本防災士会の中に地方議員連絡会があり、会員相互の交流と情報交換を行うことで、今後の地域防災力の向上が図られる。

《領収書貼付枠》

年会費 5,000 円
振込手数料 203 円

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001305	如会名	特定非営利活動法人 日本防災士会	金額	千 百 十 万 千 百 十 円 5 0 0 0	依頼人	河原崎 聖 様	料 金	203 円	備考	03-04-30 静岡県庁内 郵便局 (23357) N94120013
<small>記載事項を訂正した場合はその箇所に訂正印を押してください。</small>											

この受領証は、大切に保管してください。

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する。	5,203 円	100%	5,203 円

特定非営利活動法人 日本防災士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本防災士会という。

2 この法人の慣用表記及び外国語による名称表記については、理事会において別に定める。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、幅広い防災啓発活動を実施するとともに、平時における地域防災力の向上と、災害時における支援活動に取り組む防災士や防災士の活動に賛同する市民等への支援を通じて、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 地域安全活動

(2) 災害救援活動

(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 防災意識の普及、啓発事業

(2) 防災関連用品用具の普及・提供事業

(3) 災害被災地への支援事業

(4) 防災・減災のために活動する団体を支援する事業

(5) 広報事業

(6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の趣旨・活動目的に賛同し、入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の趣旨・活動目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び法人、団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 定められた期間内に会費を納入しなかった場合には会員資格は停止する。継続して1年以上会費を滞納したときは会員資格は喪失することがある。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上30人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び予算決算

(5) 役員の選任

(6) 役員の職務

(7) 資産の管理の方法

(8) 借入金の借入（その年度の収益をもって償還する短期借入金を除く）

(9) 解散における残余財産の帰属

(10) その他、この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があ
る場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の
請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 支部

(支部)

第38条 本会に支部をおくことができる

2 支部の設置等については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決

を経なければならぬ。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならぬ。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、

貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならぬ。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならぬ。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならぬ。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動法人若しくは法第11条第3項第二号から第五号に掲げる

者であつて、この法人と目的を同じくするもの又は国若しくは地方公共団体のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行ふ。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 浦野 修

副理事長 松尾好将

理事 本茂、別府茂、大澤サユリ、大住光男、金子勉、川崎隆克、齋藤明子(半田亜季子)、
玉田豊徳(玉田三郎)、保坂松男、三木修

監事 永田充、吉田正

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2011年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2011年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0円

(2) 年会費 正会員 5,000円

賛助会員(個人) 5,000円

賛助会員(法人・団体) 1口 20,000円(1口以上)

附則

この定款は、平成22年11月25日から施行する。

附則

この定款は、平成24年1月27日から施行する。

附則

この定款は、平成27年9月16日から施行する。

附則

この定款は、平成29年6月24日から施行する。

附則

この定款は、令和元年6月23日から施行する。

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和3年6月28日 ~ 令和 年 月 日	金 額	8,200 円

目 的	県内外の政治、経済に関する情報の把握
使 途	静岡新聞、日本経済新聞 6月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証
河原崎 聖 様

2021年 6月分
(180) 195.00 集金
お問合せNo. XXXXXXXXXX
(8% 8,200円)
(10% 0円)

品 名 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*静岡新聞	1	3,300	
*日本経済新聞	1	4,900	

合計金額
8,200 円

上記金額正に領収致しました。

軽減税率に対応した印字項目を追加するなど表記が一部変わりました。今後ともご愛読のほどよろしくお願い申し上げます。

静岡新聞・毎日新聞・読売新聞・産経新聞
(株)浅野新聞店
島田市本通一丁目1番8号
TEL 35-3333 代

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,200 円	100%	8,200 円


支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和3年6月28日 ~ 令和 年 月 日	金 額	4,400 円

目 的	県内外の政治、経済に関する情報の把握
使 途	中日新聞 6月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》



領 収 証

御仮屋町 8855-2

河原崎 聖様

2021年 6月分

お問合せNo. XXXXXXXXXX

(121) 82.00集金

(8% 4,400円)

(10% 0円)

品 種 (*は軽減税率対象)	部 数	金 額	備 考
*中日新聞 セット	1	4,400	

合計金額
4,400 円


ご愛読ありがとうございます。
ごさいます。

新聞代のお支払いには、ぜひ口座振替をご利用ください。
しましん・JA大井川・ゆうちょ・で取り扱っています。

赤井新聞領店

島田市野田1260

TEL 37-3246



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,400 円	/	4,400 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和3年6月28日	～ 令和 年 月 日	金額 3,821円

目的	県内外の政治、経済に関する情報の把握
使途	聖教新聞、公明新聞 6月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

河原崎 聖 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年6月分 領収日 6月28日
領収金額 **¥3,821**

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 大塚 秀訓
住所 藤枝市青南町4-9-45
TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271



お申込No. [Redacted]

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,821円	100%	3,821円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費(人件費)		
内容	事務員雇用		
年月日	令和3年6月18日～令和年月日	金額	8,118円

目的	政務活動を補助する職員の労災保険料・雇用保険料・一般拠出金
使途	令和3年度分
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>領収書は別紙のとおり</p> <p>1 労災保険料(雇用主が負担)</p> <p> 労災保険料＝年度内の賃金総額×労災保険料率(3/1000)</p> <p> ・年度内の賃金総額 150,000円(通勤費を含む)×12カ月＝1,800,000円</p> <p> 1,800,000円×3/1000＝5,400円(雇用主が負担)・・・A</p> <p>2 雇用保険料</p> <p> 雇用保険料(雇用主負担分)＝年度内の賃金総額×雇用保険料率(6/1000)</p> <p> ・年度内の賃金総額 150,000円(通勤費を含む)×12カ月＝1,800,000円</p> <p> 1,800,000円×6/1000＝10,800円(雇用主が負担)・・・B</p> <p>3 一般拠出金(雇用主が負担)</p> <p> 一般拠出金＝年度内の賃金総額×一般拠出金率(0.02/1000)</p> <p> ・年度内の賃金総額 150,000円(通勤費を含む)×12カ月＝1,800,000円</p> <p> 1,800,000円×0.02/1000＝36円(雇用主が負担)・・・C</p> <p style="text-align: center;"><u>(A + B + C = 16,236円) × 1/2 = 8,118円</u></p> <p>※ 雇用保険料(従業者負担分)＝年度内の賃金総額×雇用保険料率(3/1000)</p> <p> ・年度内の賃金総額 150,000円(通勤費を含む)×12カ月＝1,800,000円</p> <p> 1,800,000円×3/1000＝5,400円は従業者が負担する。</p>	

案分の理由 政務活動・後援会活動で 案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,236円	1/2 %	
			8,118円

2-7-6-24

別紙

納付書・領収証書

労働保険 国庫金

※取扱庁名

静岡労働局

※取扱庁番号

00075420

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所管

6118

※令和 03 年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝番 番号	※CD	※証券受領
						全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/>

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) ※徴収年度(元号:令和は9)

元号 9 - 年度 3 元号 9 - 年度 3

納付の目的	※収納区分	※認決区分
1. 令和 <input type="checkbox"/> 3 年度 概算 <input type="checkbox"/> 1 期 (金額又は1期)	6 2	<input type="checkbox"/>
2. 令和 <input type="checkbox"/> 2 年度 確定		
(住所) 〒427-0053 島田市 御飯屋町 8855-2 (氏名) 静岡県議会議員 河原崎きよし事務所 河原崎 聖 08-0024465 AA1A22R032461#		

※内証券受領
円

内 訳	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
労働 保険料					2	1	6	0	0	
一 般 拠出金									3	6
納 付 額 (合計額)					2	1	6	3	6	

あて先
〒420-8639

静岡市葵区追手町9-50
静岡地方合同庁舎
静岡労働局

上記の合計額を領収しました。
領 収 日 付 等



納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

労働保険特別会計歳入徴収官


支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和3年6月1日 ~ 令和3年6月30日	金 額	75,000 円

目 的	政務活動を補助する職員を雇用
使 途	6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給料支払明細書 令和 3 年 6 月分				[Redacted] 殿	
労働日数				自 6 月 1 日 ~ 至 6 月 3 0 日 1 8 日	
支 給 額		控 除 額			
支給項目	金額 (円)	控除項目	金額 (円)		
基本給	146,000	所得税	0		
交通費	4,000	住民税	0		
その他の支給	0	健康保険料	0		
		厚生年金	0		
		雇用保険料	0		
		その他の控除	0		
支給額の合計	150,000	控除額の合計	0		
		差し引き支給額	150,000		
令和3年6月30日支給		支払者氏名 静岡県議会議員 河原崎 聖			

案分の理由 政務活動・後援会活動で 案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	150,000 円	1 / 2 %	75,000 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要綱情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FM島田コーナー料		
年月日	令和3年6月30日～令和 年 月 日	金額	33,000円

目的	県政に関する情報を広く地域住民に伝達する。
使途	6月分コーナー料
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する情報をタイムリーに地域住民に伝える。

《領収書貼付枠》

領 収 証 河原崎 聖 様 No. _____

金額 ¥33,000-

内 訳

現金	但 6月分コーナー料
小切手	/
手形	/

R.3年6月30日 上記正に領収いたしました

静岡県島田市中央町5番の1
株式会社FM島田
代表取締役 八本和夫

収入印紙

消費税額等(10%) 3,000円

コクヨ ウケ-82

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	33,000円	100%	33,000円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理料		
年月日	令和3年6月30日～令和 年 月 日	金額	16,610円

目的	県政に係る情報等を広く県民に報告する。
使途	6月分管理料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、議会での発言内容、政務活動状況などを掲載し、情報を広く伝えるとともに意見を聴取し、県政に反映させる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		064
03:06:30			
銀行番号	店番号	科目	口座番号
****	****	**	*****
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0172	電信振込	¥16,500	
お取扱枚数	00000000000000000000		
	おつり	残	高
キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥110	13210215	
お 振 込 先 明 細 ご 案 内	シス`オカ サリカ`セ 普通 0480639 イマクロテ`サイン`コイケ トシヒコ 様 カワラサ`キキヨシ`ムシヨ 様 TEL0547365700		

06.520.38 (裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	16,610円	/	16,610円
		100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務費)・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年 月 日	令和3年7月6日 ~ 令和 年 月 日	金 額	9,807 円

目 的	政務活動のため必要な移動を行う。
使 途	6月分リース料
政務活動・ 県政との 関連性	会合に出席したり、現地調査を行うことで、必要な情報を得ることができ、また、必要なコミュニケーションを円滑にし、県政に反映させる。

《領収書貼付枠》
別紙

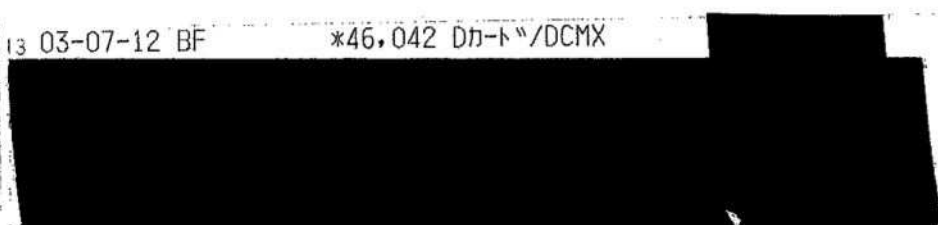
利用割合が正確に把握できないため、充当限度割合(後援会活動 1/2・政務活動 1/2)により按分。
 1 か月分の充当可能額 9,807 円
 $(26,546 - 1,025 - 7,056 + 1,148) \times 1/2 = 9,806.5 \text{ 円} \approx 9,807 \text{ 円}$
 *リース料1 か月分 26,546 円
 重量税1 か月分 $49,200 \times 1/48 = 1,025 \text{ 円}$
 メンテナンス料1 か月分 $338,679 \times 1/48 = 7,055.8 \approx 7,056 \text{ 円}$
 オイル代1 か月分 $55,108 \times 1/48 = 1,148.0833 \approx 1,148 \text{ 円}$

案分の理由 政務活動と後援会とで 案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	19,613 円	1/2 %	9,807 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報研費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話・タブレット・固定電話料金		
年月日	令和3年7月12日～令和 年 月 日	金額	5,353円

目的	政務活動のための日常業務において必要な諸連絡を行う。
使途	5月利用・6月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる諸連絡を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙 ①タブレット代 2,420円+②携帯電話代 11,285円+③固定電話代 7,706円=21,411円 21,411円×1/4=5,352.75円 ≈ 5,353円 13 03-07-12 BF *46,042 Dc-ト"/DCMX 	

案分の理由 政務活動・後援会活動・ 私用で按分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	21,411円	1/4 %	5,353円

2021年7月12日のご利用代金明細表

2021年6月25日 発行

お名前	安東 聖 様
お支払い日	2021年7月12日 (月)
お支払い合計額	46,042円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	[REDACTED]
	2017年6月30日

金融機関	[REDACTED]
支店	[REDACTED]
科目	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
安東 聖 様	ご利用分	[REDACTED]								
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]								
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]								
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]								
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]								
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]								
安東 聖 様	ご利用分	[REDACTED]								
#	21/05/31	ドコモご利用料金 / iD 6月分	36,977	1	1	36,977				
#	21/05/31	ドコモ決済サービス等 / iD 6月分	660	1	1	660				
<お支払い金額総合計>						46,042				

株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。
dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)
※ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります
クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)
ホームページ <http://dcmx.jp/>

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の請求内訳】			詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。
◇基本使用料等 (計) 16,000	16,000	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計) 6,759	4,300	X i 通話料	合 算
	429	X i ・SMS通信料	合 算
	30	他社接続サービス通信料	合 算
	2,208	国内通話料 (ドコモ光電話)	合 算
	-208	繰越適用額 (ドコモ光電話)	合 算
	0	当月無料通話適用額 (ドコモ光電話)	合 算
◇パケット定額料等 (計) 4,300	6,000	パケット定額料 (シェア)	合 算
	-1,400	パケット定額料 (ドコモ光セット割)	合 算
	-800	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
	500	シェアオプション定額料	合 算
	0	バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 3,548	3,570	付加機能使用料等	合 算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
	18	ユニバーサルサービス料	合 算
	-40	eピリング割引料	合 算
◇決済サービス代金等 (計) 3,971	660	ドコモ払い/d払い (ご利用代金/継続課金)	非対象等
	3,311	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内 税
◇消費税等相当額 (計) 3,059	3,059	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 10%
◇合計 37,637	37,637	合計	(4回線請求分)

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

2-7-6-29

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(2 / 6 ページ) docomo

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆		ご利用期間 (5/1~5/31)	
◇基本使用料等 (計)	1,700	データプラン (スマホ/タブ)	合 算
◇パケット定額料等 (計)	500	Xiシェアオプション定額料	合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	1.4G (通信速度制限含む)
◇その他ご利用料金等 (計)	283	spモード利用料	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります
	-20	eピリング割引料	5月請求分
◇決済サービス代金等 (計)	2,893	ドコモ払い/d払い (ご利用代金/継続課金)	6月請求分
	2,233	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	6月請求分
◇消費税等相当額 (計)	248	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 1.0%
◇合計	5,624	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、5月末で	7年6か月となりました。
		○データプランのご契約期間は5月末で	1年6か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		5月ご利用分に対する獲得ポイントは、	200です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	2,483円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		5月末のステージは、	2ndステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

① (1,700 + 500) × 1.10 = 2,420

2-7-6-29

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (5/1~5/31)	
◇基本使用料等 (計) 1,700	1,700	カケホーダイライト (スマホ/タブ) 【iPhone】	合 算
◇通話料・通信料 (計) 4,759	4,300	Xi通話料	合 算
	429	Xi・SMS通信料	5月ご利用分 合 算
	30	他社接続サービス通信料【Xi】	5月ご利用分 合 算
		ナビダイヤル等	
◇パケット定額料等 (計) 3,800	6,000	ウルトラデータLパック定額料	合 算
	-1,400	ドコモ光セット割	光契約ID: [REDACTED] 合 算
	-800	ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	16.3G (通信速度制限含む) 合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	14.9G (通信速度制限含む) 合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 2,153	300	spモード利用料	合 算
	300	留守番電話サービス利用料	合 算
	200	キャッチホン利用料	合 算
	100	メロディコール利用料	合 算
	-200	オプションバック割引料	(留守・キャッチ・メロディ・転送) 合 算
	100	my daliz/iコンシェル利用料	合 算
	380	スゴ得コンテンツ利用料	合 算
	400	クラウド容量オプション利用料 (50GB)	合 算
	-380	いちおしバック割引料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	750	ケータイ補償 iPhone&iPad750	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
	-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります 合 算
	-20	eビリング割引料	5月請求分 合 算
◇決済サービス代金等 (計) 1,078	1,078	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	6月請求分 内 税
◇消費税等相当額 (計) 1,241	1,241	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 10%
◇合計 14,731	14,731	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、5月末で	23年7か月となりました。
		○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は5月末で	1年10か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		5月ご利用分に対する獲得ポイントは、	1,200です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	12,382円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		5月末のステージは、	プラチナステージです。

② (1,700 + 4,759 + 3,800) × 1.10 = 11,285

2-7-6-29

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)
		ご利用期間 (5/1~5/31)		
◇基本使用料等 (計)	6,700	5,200	戸建・タイプA/西	合 算
		0	(参考) plala利用	合 算
		1,500	ドコモ光電話バリュー基本使用料	合 算
			480円の通話料を含みます。	
			光電話番号: 0547-36-5700	
◇通話料・通信料 (計)	0	208	国内通話料	合 算
			4月ご利用分	
		-208	繰越適用額	合 算
			3月ご利用分からの繰越額は480円	
		0	(参考) 翌月ご請求分への光電話くりこし無料通話分は	合 算
			480円です。	
◇その他ご利用料金等 (計)	306	200	ダブルチャンネル	合 算
		100	追加番号	合 算
			1契約	
		3	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
			1番号あたり3円のご請求となります	
		3	ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号)	合 算
			1番号あたり3円のご請求となります	
◇消費税等相当額 (計)	700	700	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 10%
◇合計	7,706	7,706	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、5月末で	1年8か月となりました。
			○ドコモ光/戸建のご契約期間は5月末で	1年8か月となりました。
			○ポイントのお知らせ	
			5月ご利用分に対する獲得ポイントは、	700です。
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	7,006円です。)
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			○ステージのお知らせ	
			5月末のステージは、	2ndステージです。
			※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	